

## 三次総合地方卸売市場業務規程の改正概要について

### 1. 業務規程改正にあたっての三次総合地方卸売市場としての基本姿勢

「公正な取引を確保する」

「改正卸売市場法の趣旨・目的を尊重する」

「実態に合わない規制等については廃止する」

「取引参加者の様々な取引の可能性を阻害する規制は廃止する」

### 2. 改正区分

改正区分	改正理由
① 規制緩和	A 新たに規程
② 共通の取引ルール	B 内容を改めて規程
③ 県条例等の廃止	C 現行通り規程
④ その他のルール	

### 3. 業務規程の改正概要

規定項目	改正区分	規定した（追加した）理由
<b>第1章 総則</b>		
第1条【趣旨】 業務規程の趣旨を規定	④-C	・開設者として業務規程の順守を規定する。
第2条【開設者の業務営業の基本原則】 開設者の不当な差別的取扱いの禁止規定	②-A	・必須規定事項として新規に規定する。 ・開設者の業務運営の基本原則をあらためて明文化し、公正・公平な業務運営を目指す意思表示とする。
第3条【市場の名称および位置】 市場の名称と位置を規定	④-B	・運営管理上必要なため引き続き規定する。 ・面積については、変更の必要が生じた場合の事務手続きの簡素化を図るために削除する。
第4条【取扱品目】 取扱品目について規定	④-B	・運営管理上必要なため引き続き規定する。 ・当市場は、開設当初は青果部と水産物部に区分していたが、青果部は廃止したため削除する。
第5条【開場の期日】 休場日について規定	④-C	・安定的な水産物等の流通を確保するため規定する。
第6条【開場及び販売の時間】 開場及び販売の時間を規定	④-B	・売買取引者の実態に合わせるため販売時間を変更する。
第7条【関係者への通知】 変更した場合の開設者の対応を規定	④-C	・開場時間や販売時間は、買受人等にとっては重要な項目であり、臨時に変更した場合は周知が必要であるため引き続き規定する。

<b>第2章 市場関係事業者</b>		
<b>第1節 卸売業者</b>		
第8条【卸売業者の数】 品目ごとの卸売業者の数を規定	④-B	・卸売業者を特定するため引き続き規定する。 ・水産物部について旧規定では2以内とされていたが、現状の卸売業者数に改める。
第9条【卸売業者の市場施設の使用契約】 市場施設の使用権限を規定	④-C	・現状の卸売業者が使用する建物は、開設者が所有しているため、引き続き使用契約を卸売業者とするため規定する。
第10条【せり人】 せり人の届出制等を規定	③-B  ①-A	・後述「売買取引の方法」にせり売りの方法を規定しているため、せり人の定義は必要であることから引き続き規定する。 ・県への届出制は廃止される予定のため、届出先は「開設者」とする。
<b>第2節 買受人</b>		
第11条【買受人名簿の作成及び届出】 買受人名簿の届出を規定	④-B	・承認制をとっていたが、事務手続きの簡素化を図り、取引実態を把握するため規定する。
第12条【買受人名簿の変更】 買受人の名称等変更の届出を規定	④-A	・開設者として取引実態を把握するため新規に規定する。
<b>第3章 売買取引及び決済の方法</b>		
第13条【売買取引の原則】 売買取引の原則を規定	②-B	・必須規定事項として引き続き規定する。 ・公正かつ効率的な売買取引は、市場の大原則であるため。
第14条【売買取引の方法】 売買取引の方法を規定	②-B ①-A	・必須規定事項として内容を改めて規定する。 ・近年の取引の状況を鑑みて相対取引が主流となっていることから、制度としてせり売り及び入札も残すが、現行のような物品の区分ごとに応じた取引の方法は廃止し、全ての品目において取引方法を選択できることとする。
第15条【せり売りの方法】 せり売りの方法について規定	④-C	・販売方法を規定することで、市場内における公正な取引を確保するため。
第16条【入札の方法】 入札の方法について規定	④-C	・販売方法を規定することで、市場内における公正な取引を確保するため。
第17条【相対取引の方法】 相対取引の方法について規定	④-C	・販売方法を規定することで、市場内における公正な取引を確保するため。
第18条【異議の申立】 せり売り又は入札売りに異議がある場合の申立について規定	④-C	・販売方法を規定することで、市場内における公正な取引を確保するため。

第 19 条【差別的取扱の禁止】 卸売業者が不当に差別的な取扱いをすることを禁止する規定	②-B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須規定事項として一部内容を改めて規定する。</li> <li>・卸売業者に対して、取引参加者等との公平・公正な取引を促すことが必要なため規定する。</li> </ul>
第 20 条【売買取引条件の公表】 卸売業者の売買取引条件の公表義務を規定	②-A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須規定事項として新規に規定する。</li> <li>・取引参加者等に対して、卸売業者の取引条件の公表を行うことで、公平・公正な取引を促すため。</li> </ul>
第 21 条【衛生上有害物品の売買禁止】 有害な物品の市場に搬入させないよう開設者の努力義務を規定	④-C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質の排除は、安心・安全な衛生管理の確保から必要であるため引き続き規定する。</li> </ul>
第 22 条【卸売業者の卸売予定数量等の報告及び公表】 卸売予定数量等を開設者に報告し、その内容を公表すること、及び委託手数料や奨励金等についても公表することを規定	②-B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須規定事項として内容を改めて規定する。</li> <li>・取引の実態を把握する必要があるため。</li> </ul>
第 23 条【開設者の卸売予定数量等の公表】 上記のとおり卸売業者から報告を受けた事項について、公表することを規定	②-B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須規定事項として内容を改めて規定する。</li> <li>・予定数量等の公表によって公正・公平な取引を促すため。</li> </ul>
第 24 条【仕切り及び送金】 取引の決済を確保することを規定	②-C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須規定事項として引き続き規定する。</li> <li>・取引の決済方法を規定することで、公正・公平な取引を確保するため。</li> </ul>
第 25 条【委託手数料の率】 卸売業者の委託手数料率を規定	④-C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場内における委託手数料の限度率を定めることで公平な取引が確保できるため引き続き規定する。</li> </ul>
第 26 条【買受代金の支払義務】 買受人の代金支払い期日を規定	②-C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須規定事項として引き続き規定する。</li> </ul>
第 27 条【決済の方法】 取引参加者間で決定した支払方法による決済を規定	②-A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須規定事項として新規に規定する。</li> <li>・市場における公正な取引を確保するため。</li> </ul>
<b>第 4 章 市場施設の使用</b>		
第 28 条【施設の使用指定】 市場施設の使用条件を規定	④-C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場施設の運営管理上必要なため引き続き規定する。</li> </ul>
第 29 条【用途変更、転貸等の禁止】 市場施設の用途変更、転貸等を禁止することを規定	④-C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場施設の運営管理上必要なため引き続き規定する。</li> </ul>
第 30 条【返還】 市場施設の返還条件を規定	④-C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場施設の運営管理上必要なため引き続き規定する。</li> </ul>

第 31 条【指定の取消しその他の規制】 使用の指定の取消しその他の規制を規定	④-C	・市場施設の運営管理上必要なため引き続き規定する。
第 32 条【補修命令】 市場施設の補修費用の負担を規定	④-C	・市場施設の運営管理上必要なため引き続き規定する。
<b>第 5 章 管理</b>		
第 33 条【卸売業者の事業報告書の提出等】 開設者に対する卸売業者の経営状況等の報告義務を規定	②-A	・必須規定事項として新規に規定する。 ・卸売業者の財務状況等を把握するため。
第 34 条【報告】 卸売業者等の開設者に対する業務等の報告及び資料提出を規定	②-C	・必須規定事項として引き続き規定する。 ・卸売業者等の財務状況等を把握するため。
第 35 条【改善措置命令】 市場関係者に対する改善措置命令に関して規定	②-C	・必須規定事項であるため引き続き規定する。 ・市場内の業務の適正な運営を確保するため規定する。
第 36 条【市場秩序の保持】 取引参加者の秩序保持及び開設者の権限について規定	②-C	・必須規定事項として引き続き規定する。 ・市場内の秩序保持は、取引参加者等として保持する責任があることから規定する。